

平成27年度 第1回

甲州市総合教育会議会議録

平成27年6月9日 開会

平成27年6月9日 閉会

甲州市政策秘書課

1 日 時 平成27年6月9日(火) 午前9時開会 午前9時40分閉会

2 場 所 甲州市役所本庁 2階 応接室2B

3 出席者 田辺篤甲州市長
甲州市教育委員会
保坂一仁教育長 古屋安廣教育長職務代理者
矢崎秀明委員 荻原浩洋委員 岡村久美子委員
事務局職員
政策秘書課長(事務局長) 教育総務課長
政策秘書課政策調整担当リーダー 政策秘書課政策調整担当
教育総務課教育総務担当リーダー

4 欠席委員 なし

5 協議事項等

- (1) 甲州市総合教育会議の運営等について
- (2) 甲州市教育大綱案について
- (3) その他

6 協議等結果

事件番号	事 件 名	協議結果	決定年月日
協議第1号	甲州市教育大綱案について	原案決定	H27.6.9

7 議事経過

○深沢事務局長 [政策秘書課長]

(午前9時開会)

ただ今から第1回、甲州市総合教育会議を開催いたします。

会議に先立ちまして、あいさつを交わしたいと存じます。ご起立ください。

相互に礼。ご着席ください。

本日は第1回目の会議でありますので、職員の自己紹介をさせていただきます。

私、総合教育会議の事務局長を努めさせていただき、会議の進行をいたします、政策秘書課長の深沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育総務課長

教育総務課長の村松です。よろしくお願いいたします。

○政策秘書課政策調整担当リーダー

政策秘書課政策調整担当の手塚です。よろしくお願いいたします。

○教育総務課教育総務担当リーダー

教育総務課教育総務担当リーダーの西嶋です。よろしくお願いいたします。

○政策秘書課政策調整担当

政策秘書課政策調整担当の飯島です。よろしくお願いいたします。

○深沢事務局長

それでは、次第にのっとりまして、会議を進めさせていただきます。

はじめに、田辺市長からごあいさつを申し上げます。

○田辺市長

教育委員の皆様方には、大変ご苦労様です。

また、平素から子どもたちの教育の充実・発展、生涯学習の推進など、本市の教育行政推進にあたり、大変なご尽力を賜っておりますことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

さて、ご案内のとおり、本年4月1日から、教育委員会制度が大きく変わり、新制度に基づき総合教育会議が全ての地方公共団体に設置されることとなりました。

これまでも、教育委員の皆様方とは、さまざまな機会を通じて、市政運営に対し、ご意見をいただいているところですが、今回、甲州市として正式な位置付けの中で、本市の教育に関して意見交換し、協議・検討できる場ができたことは、大変意義があり、喜ばしいことと感じております。

本日は、初めての会議でもありますので、まずは、会議の設置要綱と運営の説明をさせていただきます。そのあと、速やかな策定が求められております教育大綱の案をお示しさせていただきますので、ご意見等をいただく中で、ご決定をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今後、この会議を通じて、皆様方と教育に関して、いろいろと議論を交わしながら、甲州市の教育政策の方向性をしっかりと導き出して、本市教育の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げ、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

本日は大変ご苦労様です。

○深沢事務局長

ありがとうございました。

続きまして、本日は、第1回目の会議でありますので、次第の4、甲州市総合教育会議の運営等について、事務局からご説明をいたします。

○政策秘書課政策調整担当リーダー

政策秘書課の手塚と申します。改めましてよろしくお願いいたします。

お手元の資料、1と2をお願いします。

まずは、資料1ですが、甲州市総合教育会議に関する要綱であります。

改正地方教育行政法が昨年6月20日に公布され、本年4月1日から施行されることが既に示されておりましたので、法施行前の3月9日に本市における総合教育

会議の設置及び運営に関する要綱を制定してございます。

なお、要綱の施行は、改正法の施行にあわせ、裏面、最後の附則にお示ししたとおり、4月1日としております。

続きまして、各条文のご説明をいたします。資料2をお願いします。

まずは、「総合教育会議の定義」、位置づけですが、総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会が、対等な執行機関同士として協議・調整する場であり、地方自治法に規定される附属機関、いわゆる市政運営における決定機関や市長の諮問機関にあたるものではありません。

また、総合教育会議において協議する事項につきましては、あらかじめ改正地方教育行政法に規定されていることについて、協議・調整し、市長と教育委員会とが合意を図っていただくこととなります。

次に、「1 総合教育会議の設置」ですが、設置要綱第1条に規定してございます。なお、資料2における、項番1、2などは、全て甲州市総合教育会議に関する要綱の条項番号と一致するよう資料を作成してございますので、資料1とあわせてご覧いただければと存じます。

法的根拠といたしましては、改正地方教育行政法第1条の4第1項の規定に基づき設置するものであり、総合教育会議は、全ての地方公共団体が設置することとされております。

次に、「2 基本理念」ですが、文部科学省からの通知や法改正の趣旨等を踏まえ、市長と甲州市教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本市教育の重要な課題の解決や目指すべき教育のあり方等を共有しながら、同じ方向性のもと連携して効果的な教育行政を推進していくことを基本理念として掲げております。

次に、「3 構成」ですが、法第1条の4第2項に規定されておりますとおり、市長と教育委員会をもって構成されます。

2ページをお願いします。

「4 所掌事項」ですが、総合教育会議において協議・調整される事項につきましては、一つ目として、法第1条の3第1項に規定される甲州市における教育振興に関する総合的な施策の方針を定める大綱の策定、二つ目として、甲州市の教育を行うための諸条件の整備や地域の実情に応じた教育、学術、文化の振興を図るために講ずべき措置、三つ目として、児童・生徒等の生命・身体に被害が生じた、またはその恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講じるべき措置の、三点について協議及び事務の調整を行うものでございます。なお、2点目、3点目につきましては、法第1条の4第1項第1号及び第2号に規定されております。

次に、「5 招集」ですが、総合教育会議は、法第1条の4第3項の規定より市長の招集により開催されます。なお、教育委員会において協議する必要があるとおもなばかる事項があるときは、市長に対し、協議すべき具体的な事項をお示しいただき、会議の開催を求めることができます。

次に、「6 意見聴取」ですが、法第1条の4第5項の規定に基づき、会議において協議上必要があると認めるときは、関係者等から意見聴取できる旨を規定して

ございます。

次に、「7 会議の公開」ですが、総合教育会議は法第1条の4第6項の規定により公開が原則とされています。公開の周知ですが、他の公開する会議同様、「甲州市審議会等の会議の公開に関する基準」に基づき市ホームページ等により会議開催を告知いたします。なお、会議を非公開とすることが適当であろう案件を協議する場合は、その事案についてあらかじめ市長と教育委員会とが協議していただいたうえで、公開・非公開の決定は市長が行うこととなります。市長が非公開と決定した場合ですが、非公開とした理由を会議の開催前にあらかじめ明らかにすることが適当とされておりますので、非公開とする旨、その理由について、市ホームページにて会議開催前に告知いたします。

3 ページをお願いします。

「8 会議録の作成・公表」ですが、法第1条の4第7項の規定では、会議が開催されたときは速やかに会議録を作成し公表するよう努めることが要請されておりますので、本市におきましても法の趣旨に則り、速やかな会議録の作成と公表を行う旨を規定いたしました。会議録に記載すべき事項や公表の方法等につきましては、総合教育会議の定めるところによるものとしておりますが、事務局といたしましては、他の会議録の公表等と同様、媒体は市ホームページを活用することとし、内容につきましては、一般的な会議録の公表と同様に、開催日時や出席者、協議事項等の会議の概要、出席者の発言、決定事項等としたいと考えております。

次に、「9 調整事項の尊重」ですが、法第1条第8項の規定に基づき、総合教育会議において協議・調整された事項につきましては、市長、教育委員会の双方とも結果を尊重しなければならないとされておりますので、本市におきましてもその旨を規定しております。

次に、「10 庶務」ですが、総合教育会議は市長が招集すること、公開の判断は市長にゆだねられること、また、会議録の作成・公表等の事務処理は市長部局で行うこととしていることなどから、庶務につきましては、政策秘書課において処理することといたしました。ただし、教育委員会との連携や連絡・調整を図るうえで、教育総務課には教育委員会側の調整機関としてご協力をいただきたく、この場にてお願いを申し上げます。

次に、「11 補則」ですが、その他、会議の運営に関して、この要綱に定めのあることのほか必要な事項は、法第1条の4第9項の規定に基づき、必要に応じてご協議いただくなかで、総合教育会議にて定めていただくこととなります。

以上、長くなりましたが、甲州市総合教育会議の運営等についてのご説明といたします。

○深沢事務局長

ただ今ご説明申し上げました設置要綱及び運営等について、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いします。

(「なし」の声)

○深沢事務局長

特にご意見がないとのことですので、それでは、会議の運営に関しましては、今後、この要綱に基づいて行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、次第の5、甲州市教育大綱案について、を事務局からご説明いたします。

○政策秘書課政策調整担当リーダー

甲州市教育大綱案についてご説明をいたします。お手元の資料3をお願いします。

まずは「教育大綱とは」ですが、改正地方教育行政法第1条の3第1項に規定されておりますとおり、地域の実情に応じた教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の方針として定めるものでございます。

教育大綱は、総合教育会議において、市長と教育委員会との協議・調整に基づき市長が策定することとされており、「教育振興基本計画」の内容を十分に取り入れて定めることとされております。なお、総合教育会議での協議・調整により、地方公共団体において、教育基本法第17条第1項に規定されております「教育振興基本計画」が既に策定されている場合は、その計画を「大綱」と位置づけることも可能とされております。本市の教育振興基本計画ですが、教育基本法のもと、市政の基本的な方向性と将来の目指すべき姿を定めております「第1次甲州市総合計画」の部門計画として、平成25年3月に甲州市教育振興基本計画策定委員会により策定されており、本市におきましては、これまでも本計画に基づき教育行政を進めているところでございます。なお、大綱の策定、変更につきましては、改正地方教育行政法に規定されるとおり、あらかじめ総合教育会議において協議する必要があるとございます。

次に、「2 大綱の内容」ですが、まずは策定の期限ですが、法律には特段定められているものではありませんが、改正法の趣旨を踏まえますと、速やかに策定する必要があると考えられます。また、掲載する内容につきましても法律には特段の定めはなく、総合教育会議の判断に委ねられているものと解釈されておりますが、大綱につきましては、目標や施策の方針について定めるものであって、詳細な教育施策や事業、取組みなどを定めるものではありません。

次ページをお願いします。

これらのことを踏まえたうえで、「3」にありますとおり、甲州市教育振興基本計画を「甲州市教育大綱」と定める場合として案としてお示しをさせていただきました。

甲州市教育振興基本計画における、第1章「総論」、第3節「甲州市の教育が目指す姿」の項目がまさしく大綱の内容として求めているところと合致いたしますので、当然ながら、法に定めのあるとおり、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌した、地域の実情に応じた教育振興に関する総合的な施策の大綱となり得るものと考えております。また、今年度においては、甲州市教育振興基本計画の計画期間中でもあることから、この箇所を総合教育会議において定めるところの「甲州市教育大綱」と位置づけることを提案させていただきます。なお、大綱の

期間ですが、甲州市教育振興基本計画の残す期間である平成27年度から29年度までの3カ年が適切と考えておりますので、ご協議をいただきたくよろしくお願いいたします。

以上で、甲州市教育大綱案についてのご説明とさせていただきます。

○深沢事務局長

ただ今ご説明申し上げました甲州市教育大綱案について、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いします。

○保坂教育長

これまでも市との連携は取れていましたが、更なる連携の強化を図るために総合教育会議が開催されましたことは意義があることと思っております。教育委員会としては、甲州市に愛着や誇りが持てるような教育を目指すために教育振興基本計画を制定し、教育行政を進めてきたところですが、これからもそれら計画をベースとして、市長部局と教育委員会が相互に連携しながら、基本理念の定着を目指して進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田辺市長

教育委員会と市は従来も連携を十分に行ってきたものであります。総合教育会議を契機に改めてというものでもないわけですが、他の自治体では戸惑っているところもあるようです。甲州市は従来通りの形で教育委員会と連携し、甲州市の教育行政を進めてまいりたいと考えております。

○古屋教育長職務代理者

総合教育会議が立ち上がる前より市とは連携を図ってきました。新制度になってからも継続して同じ方向で進んで行く趣旨の内容が市長の口からも聞くことが出来て大変有り難く思っています。教育委員会としては、計画自体は確立してもいざという時に対応するためのものを持ち合わせていません。その点は今後、市長にもご配慮いただき進めていかなければなりません。

○田辺市長

甲州市は県内でも文化財が非常に多く、維持管理していくには財源も必要になります。子どもたちが自身の住んでいる場所にいかに尊さを感じて育っていただけるのかを一緒に考えていきたいと思っております。

○深沢事務局長

岡村委員から何かございませんか。

○岡村委員

特にございません。

○深沢事務局長

いくつかのご意見をいただきました。ここで、おはかりしたいと存じます。

ただ今の説明によって、既に策定されております、「甲州市教育振興基本計画」について、甲州市教育大綱と位置づけることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○深沢事務局長

ご異議なしと認め、平成29年度までの3年間における本市の教育大綱は「甲州市教育振興基本計画」の該当箇所を位置づけることと決定いたしました。

ありがとうございました。

○深沢事務局長

次に進めさせていただきます。

次第の6、その他ですが、皆さんから何かございましたらご発言をお願いします。

(「なし」の声)

○深沢事務局長

事務局から何かあったらお願いします。

○政策秘書課政策調整担当リーダー

特にございません。

○深沢事務局長

教育総務課から何かあったらお願いします。

○村松教育総務課長

特にございません。

○深沢事務局長

本日も用意いたしました次第は以上であります。

貴重なご意見、慎重なご協議、ありがとうございました。

それでは、あいさつを交わし、第1回の甲州市総合教育会議を閉じさせていただきます。ご起立ください。

相互に礼。ありがとうございました。

(午前9時40分閉会)